



消費生活

サポーター通信

令和2年度第6号

今月のテーマ

質問サイトの トラブルに注意！

事例

ネットで質問
しよう



- ・パソコンの調子が悪くなったので、ネットで見つけた有料の質問サイトに質問し、無事に問題を解決できた。
- ・お試し期間の利用料500円をクレジットカードで支払い、それで契約は終了したものだと思っていた。
- ・後日、カードの明細を見ると、利用料金4,500円が引き落とされていた。
- ・サイトに問い合わせたところ「**解約の申出がないと自動更新になる。利用規約に書いてある**」と言われた。

アドバイス

○ **利用規約・契約条件は必ず確認**

お試し期間や無料期間がある場合、終了後に契約が自動更新されるのかどうかしっかりと確認しましょう。

○ **信用できるサイトか情報収集を**

「回答がないのに料金を請求された」「回答は来たものの全く役に立たなかった」などの相談も寄せられています。利用サイトに悪い評判がないか情報収集するのも大切です。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

令和2年9月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
デルミちゃん
☎(Tel. Me)